

水道だより

2021年度版
VOL.21



手洗い・うがいを
しっかりしよう！

安全な
水道水で

【特集】水道事業のしくみ！ 2・3

- 水道管の耐震化・災害が起こる前に
～ご家庭での対策..... 4
- 令和元年度水道事業の決算状況・
これからの水道事業について 5
- 水道水の安全管理について・
郵便物送付先住所の登録について 6
- よくある質問 7
- メーターの取替・水道料金・各種お問い合わせ先... 8

編集・発行／和歌山市企業局
経営管理部 企業総務課
〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
TEL 073-435-1124
FAX 073-435-1280
和歌山市企業局ホームページ
<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido>
和歌山市企業局ツイッター
https://twitter.com/w_city_suido

和歌山市企業局

検索



ご存知ですか？ 水道事業のしくみ

水道事業はお客さまからの水道料金によって支えられています

税金ではなく
水道料金が主な財源です



安全安心な水道水をお届けするための費用は水道料金でまかっています。

水道水をお届けします



健全で効率的な
経営に努めています

水道事業の目的は利潤の追求ではなく、すべてのお客さまに、いつでもどこでも、安全安心な水道水を供給することです。



お客さま



水道事業は
独立採算制です



和歌山市企業局

安全安心な
水道水を作ります



大規模災害に
備えています

- ・水道BCPの策定
- ・災害発生時の協定を締結
- ・訓練、研修



浄水場・配水場等の
整備・更新をします



水道管の管理をします

道路陥没等の
二次災害防止

地下漏水を
早期発見



標準的な1世帯が1日に使う水道料金 446円 51円



・1世帯は2人で換算 ・使用割合は「東京都水道局『平成27年度一般家庭水使用目的別実態調査』」を基に和歌山市企業局で作成
・水量、水道料金は令和元年度和歌山市データ ・金額は口径13mm料金表を適用(税込)

水道料金を
いただきます

地震に負けない！

水道管の耐震化



水道管の被害を減らすために、**古くなった水道管**を**地震に強い水道管(耐震管)**に取り替える工事を計画的に行っています。



耐震管とは？

地震などによる地盤の揺れが起こった時、管と管のつなぎ目部分が屈曲・伸縮すること、中にある突起に引っかかることで抜け出さない仕組みになっている水道管です。

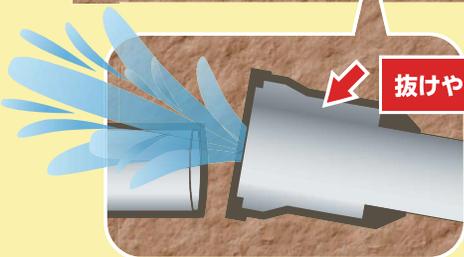
昔の水道管

地震発生

抜けて漏れる



抜けやすい



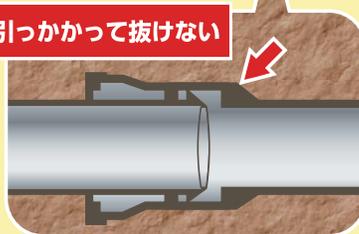
地震に強い水道管(耐震管)

地震発生

曲がって伸びるので抜けない



引っかかって抜けない



工事中は、騒音・交通規制などご迷惑をおかけしますが、水道管の取り替え工事(耐震化)にご協力をお願いします。

～災害が
起こる前に～



ご家庭での対策



●ご家庭で非常用の水を確保しましょう

* 飲料水の備蓄は、1人あたり1日3リットル、最低3日分で9リットル以上を目安にしてください

* 生活用水の確保は、お風呂の残り湯などを有効に使いましょう (小さなお子さまの事故には十分注意してください)

●給水を受ける容器などを準備しておきましょう

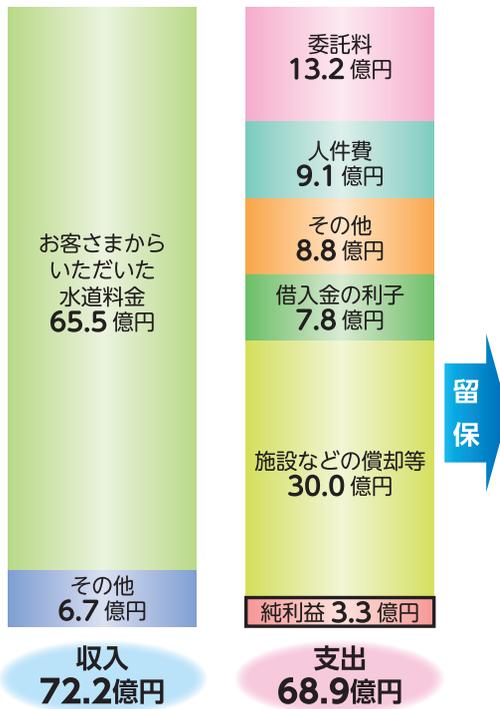
●停電による断水に備えましょう

高層マンションやビルなどは電力で動くポンプで水を送っていることが多いため、停電時には断水の可能性があります。非常用給水栓の有無など、事前に建物の管理者に確認しておきましょう

令和元年度水道事業決算状況

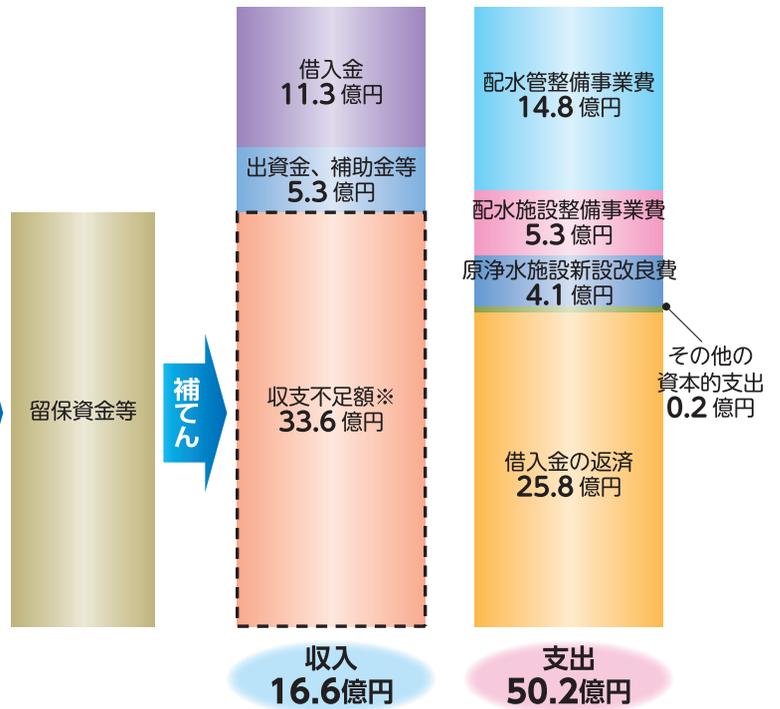
水道水をつくりお届けするための収入と支出(税抜)

【収益的収支】



水道施設をつくるための収入と支出(税込)

【資本的収支】



※収支不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補てんしました。

貸借対照表及び損益計算書については、企業局ホームページに掲載しています。

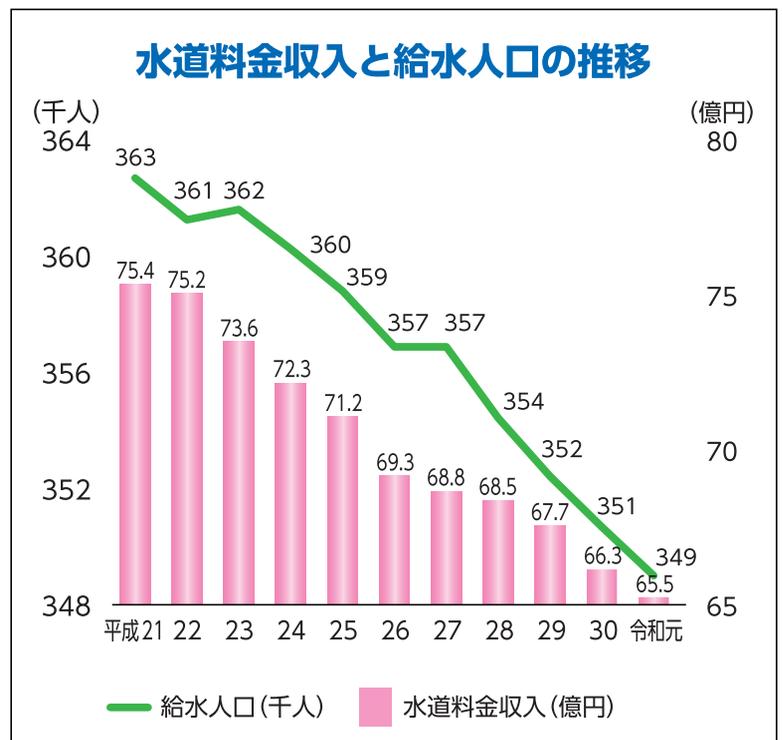
これからの水道事業について～厳しい経営状況～

水道事業は、税金でまかなわれている一般の行政サービスと異なり、独立採算を原則としています。いつでも安全安心な水道水を供給するため、浄水場や配水池の運転管理、水質管理、漏水対策などの通常業務や建物・施設の修繕などの維持管理等にかかる費用は、お客様からいただく水道料金収入によってまかなわれています。

高度経済成長期に整備した配水管などの水道施設の老朽化が急速に進み、耐震管への布設替えや災害に強い施設の整備などに多大な資金を確保する必要があります。

しかし、近年、人口減少や、節水機器の普及などにより水需要は年々減少し続けており、料金収入は減少の見込みです。

そのため、今後も、水道事業の経営はますます厳しくなると予想されています。



水道水の安全管理について

～安全で良質な水をお届けするために～

企業局では、主に紀の川の水を利用して水道水を作っています。いつでも安全で良質な水道水を安心してご利用いただくために、水源から蛇口まで厳しい水質管理を行っています。



● ● ● 検査の様子 ● ● ●

紀の川水質調査

水道の水源としている紀の川の水質動向を把握するため、和歌山市から紀の川上流の奈良県吉野郡大淀町までの水質調査を行っています。

水質監視機器

浄水処理の段階ごとに、水質異常がないか常に測定・監視しています。測定したデータは、浄水処理に活用しています。



毎日検査

市内の公園や支所・連絡所等で、給水栓の水の色、濁り、残留塩素濃度を毎日1回検査しています。

定期水質検査

浄水場で作られた水や、毎日検査と同様の給水栓水を採水し、水道法に定められる水質基準項目や水質管理目標設定項目の検査を毎月1回行っています。



定期水質検査結果と毎日検査結果は「水質年報」及び和歌山市企業局ホームページで公表しています。

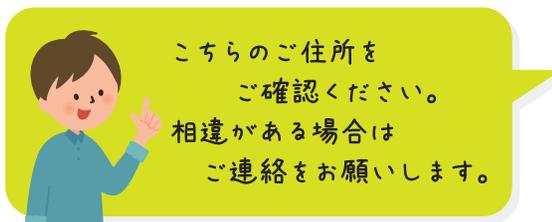
水質年報の閲覧 ●和歌山市総務局総務部総務課
●和歌山市民図書館

和歌山市企業局ホームページ

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/suido>

郵便物送付先住所の登録について

企業局からの郵便物は、水道メーター検針時にお届けしている「使用水量のお知らせ」に記載の住所(検針先住所)に送付されます。メーター設置場所が空き地、倉庫等で企業局からの郵便物をお受け取りいただけない方は、受け取り可能な住所(送付先住所)の登録をお願いします。



■問合先 **和歌山市水道料金センター**
電話 435-1298

使用水量のお知らせ		請求予定金額のお知らせ		口座振替済のお知らせ	
年 - 月分		今回請求分 年 - 月分		振替月分 年 - 月分	
住所		水道料金 円		使用水量 m ³	
氏名		(うち消費税等) 円		水道料金 円	
お客様番号		下水道使用料 円		(うち消費税等) 円	
巡回番号		(うち消費税等) 円		下水道使用料 円	
地区(番番) 親番 枝番		請求予定合計金額 円		(うち消費税等) 円	
使用期間 年 月 日 - 年 月 日		(うち消費税等) 円		合計振替金額 円	
今回指示数 m ³		口座振替日 年 月 日		(うち消費税等) 円	
前回指示数 m ³		振替日 年 月 日		上記の金額をご指定の口座から振替収納いたしました。	
取替までの水量 m ³		用途 戸数 口径 メーター番号		管理No.	
使用水量 m ³		検針日 年 月 日		〒640-8156 和歌山市七番丁16番地	
メーター取替日 年 月 日		検針員		ワイゼル1階	
連絡事項		(ご注意) 本票により集金することはありません。		和歌山市水道料金センター TEL. 435-1298	

みなさまからのよくある質問



水道料金や使用水量について知りたいのですが。

水道の開栓・閉栓について

水道使用者の名義を変更したいのですが。

引っ越しをするのですが手続きは？

など



水道料金センターへお問い合わせください

所在地：和歌山市七番丁16番地
ワイチビル1F (和歌山市役所西側)

電話：435-1298
営業時間：平 日8:30~19:00
土曜日8:30~17:00

※日曜日、祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除きます



水道料金が急に高くなりました。家の敷地内で漏水しているかどうか調べることはできますか？

お客さまのお宅の水道メーターで簡単に調べることができます

水道を使用していない状態で、水道メーターのパイロット(メーターの指示数の下にある赤色または銀色の小さいボタンのようなもの)が回転していれば、水道メーターから蛇口までのどこかで漏水している可能性があります。「水漏れかな?」と思われる場合は、水道料金センター(435-1298)までご連絡ください。

修繕を行う場合は、和歌山市指定給水装置工事業者に依頼してください。なお、水道メーターから蛇口までの漏水についての修繕費用は、お客様のご負担となります。



悪質な業者による訪問販売や



電話勧誘にご注意を!

企業局では次のような行為は一切行っていません!

お客様からの依頼なく、水質検査に訪問することはありません。



浄水器などの使用を勧めたり、販売することはありません。



水道管内の汚れの洗浄を勧めることはありません。



おかしいなと感じたら...

本人を確認できる証明書等の掲示を求め、不審な点があれば企業局にお問い合わせください

■問合先 企業総務課 電話 435-1124

契約・支払いをして困ったときは...

クーリングオフ制度が適用される場合がありますので、ご相談ください

■問合先 和歌山市消費生活センター 電話 435-1188

水道メーターの取替えにご協力を！

メーターボックス内の水道メーターは、計量法で有効期限(8年)が定められており、企業局では有効期限が経過する前に無料で取替えを行っています。

令和3年度 取替地区
城北・雄湊・木本・有功・紀伊

- 取替対象のお客様には、事前に「水道メーターの定期取替のお知らせ」を配布します
- 取替作業中は一時的に水道の使用ができなくなります

メーターボックス



水道メーター



メーターボックスの上には車や物を置かないようにしてください

水道メーターの取替えや検針(2か月に1度)を円滑に行うため、ご協力をお願いします



犬は放し飼いにせずに、出入り口やメーターボックスから離れた場所につないでおいてください



家の増改築などで、メーターが床下やメーターボックスから離れた場所になる場合は、検針や取替えのしやすい場所へ移してください

水道料金 (基本料金 と 従量料金) の2つで構成されています。

■水道料金表 (2か月分) 消費税及び地方消費税 (10%) を含む

口径・用途	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)					
		第1段	第2段	第3段	第4段	第5段	第6段
13mm	1,540円	1 m ³ ~ 20 m ³ 22円	21 m ³ ~ 40 m ³ 154円	41 m ³ ~ 60 m ³ 181円50銭	61 m ³ ~ 100 m ³ 220円	101 m ³ ~ 200 m ³ 275円	201 m ³ 以上 363円
20mm	2,200円						
25mm	3,080円	1 m ³ ~ 40 m ³ 154円					
40mm	7,700円						
50mm	14,520円						
75mm	29,480円						
100mm	47,080円						
150mm	101,200円						
200mm	145,200円						

【マンション等複数戸数の場合】
※届出されている使用戸数に応じて口径13mmの料金を適用して算出。現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。
※使用戸数とは、マンション等で入居又は退去により変動する実際の使用戸数であり、現在届出されている戸数は検針時に投函する「使用水量のお知らせ」等に記載しています。料金算定の基礎となりますので、変更があった場合は必ずお届けください。
※計算例については、企業局ホームページをご覧ください。または水道料金センターへお問い合わせください。

水道料金の計算例 (2か月使用した場合)

※メーター口径13mmで2か月間に50m³使用した場合

基本料金 1,540円

+

従量料金
181円50銭 × 10 m³ = 1,815円
154円 × 20 m³ = 3,080円
22円 × 20 m³ = 440円



合計6,875円 (円未満は切り捨て)

※水道料金は2か月ごとに検針を行い、請求します。

下水道使用料 (基本料金 と 超過料金) の2つで構成されています。

■下水道使用料料金表 (2か月分) 消費税及び地方消費税 (10%) を含む

区分	基本料金		超過料金 (1 m ³ につき)	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般汚水	20 m ³ まで	2,494円80銭	21 m ³ ~ 60 m ³ までの分	189円20銭
			61 m ³ ~ 200 m ³ までの分	243円10銭
			201 m ³ ~ 1,000 m ³ までの分	297円
			1,000 m ³ を超える分	344円30銭
公衆浴場汚水	排除汚水量1 m ³ につき		11円	

下水道使用料の計算例 (2か月使用した場合)

※2か月間に50m³使用した場合

基本料金 (20 m³ までの分) 2,494円80銭

+

超過料金 (21 m³ ~ 50 m³ までの分) 189円20銭 × 30 m³ = 5,676円

||

合計8,170円 (円未満は切り捨て)

※お支払いは水道料金と一緒の請求となります (下水道使用料単独請求世帯は除く)。

水道料金・下水道使用料のお支払い方法について

令和3年4月1日よりスマートフォンアプリの取扱いが始まりました

※下水道使用料単独請求分は除く



~ご利用できるスマートフォンアプリ~
支払秘書・PayB・PayPay・LINEPay (50音順)
詳しくは企業局HPをご確認ください。

~お支払方法~

- ①和歌山市内に本支店のある金融機関 (商工中金を除く) 窓口
- ②収納取扱コンビニエンスストア
- ③スマートフォンアプリ (支払秘書・PayB・PayPay・LINEPay)
- ④水道料金センター窓口
- ⑤口座振替

■問合せ先

和歌山市水道料金センター 電話 435-1298

※②及び③については下水道使用料単独請求分の取扱いはありません

水道に関する各種お問い合わせ先

お問い合わせ内容	担当	電話番号
上下水道の料金について	和歌山市 水道料金センター (和歌山市役所西側 ワイチビル1F)	073-435-1298
水道の使用開始・中止について※4、5日前までにご連絡ください		
検針、料金のお支払い、使用者・使用戸数 (マンション等) などの変更について		
給水装置の所有権の変更について	維持管理課	073-435-1131
漏水、濁り水、出水不良、修繕について	営業課 (量水器班)	073-436-6882
水道メーターの取替えについて	営業課	073-435-1128
企業局の指定給水装置工事事業者について	水質試験事務所	073-471-6950
水道水の品質について	企業総務課	073-435-1124
その他のお問い合わせ	警備員室	073-435-1313
土・日・祝・夜間・年末年始の緊急連絡先		